



2026年5月15日

各 位

会 社 名 ポ ー ト 株 式 会 社  
代 表 者 名 代表取締役社長 春日 博文  
(コード番号：7047 東証グロース・福証Q-Board)  
問 い 合 せ 先 常務執行役員兼 辻 本 拓  
財 務 I R 部 長  
TEL. 03-5937-6466

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2026年6月19日開催予定の第15期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社は2022年6月23日開催の第11期定時株主総会の終結の時をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。会社法第336条第1項の規定により、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと法定されており、定款によってもこれを短縮することは認められておりません。

当社の現行定款においては、増員又は補欠として選任された取締役の任期を他の在任取締役の任期と合わせる旨の規定がございますが、監査等委員である取締役につきましては法令上この短縮が認められないため、会社法に完全に準拠した内容に改めるべく、所要の変更を行うものであります。

併せて、監査等委員でない取締役について、増員又は補欠として選任された者の任期を他の在任取締役の任期と合わせる旨をより明確化するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年6月19日(金)	(予定)
定款変更の効力発生日	2026年6月19日(金)	(予定)

以 上

(別紙)

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役 (監査等委員であるものを除く。) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役 (監査等委員であるものを除く。) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>ただし、増員により、又は補欠として選任された取締役 (監査等委員であるものを除く。) の任期は、他の在任取締役 (監査等委員であるものを除く。) の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>ただし、補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>